確定拠出年金制度の改善に向けた政省令等の改正に関する提言について

企業型確定拠出年金の今後のあり方に関する検討会 (企業年金連合会 政策委員会確定拠出年金小委員会)

企業年金連合会では、確定拠出年金制度(以下、「DC」)の健全な発展を目指すため、「企業型確定拠出年金の今後のあり方に関する検討会」を開催し、企業型DC実施事業主、運営管理機関、有識者が一体となって議論を行っているところである。(検討会の議論については、その報告書を取りまとめている最中である)

DC制度に関する今後の課題については、法律改正を要するもの、政省令や 法令解釈通知の見直しが期待されるもの、事業主と運営管理機関等の今後の取 り組みに委ねるもの、など広範に及ぶが、今般、政省令・法令解釈通知の改正 を通じて、制度の改善が期待される部分について、先行して提言を行うもので ある。

本提言を踏まえ、来年初にも予定される拠出限度額の引き上げ等に合わせ、政省令・法令解釈通知等の所要の見直しを期待するところである。

1.自動移換者対策(企業を中途退職した者への対応のあり方)

- ・D C 制度の仕組みとして、60 歳未満で中途退職した者は自ら手続きを行い他の D C 制度 へ資産を持ち運ばなければならない。(ポータビリティ)
- ・中途退職者へのポータビリティの説明は事業主の責務となっている。(DC法施行令第46条の2、法令解釈通知第7)
- ・この際、以下のような問題が実務上生じているとされ、自動移換者の増加の遠因となっている可能性が高い。
 - (1)退職後6ヵ月内に個人型DC等への移換手続きを完了させなければならないにもかかわらず、手続きを行うための書類一式が整うまで、1~2ヵ月を要し時間のロスが生じている(事業主は退職時点において移換手続きの書類作成代行等を行うことができない)
 - (2)中途退職者は、自ら個人型DCを実施する運営管理機関を選定し、書類請求を行わなければならず、複雑な書類を自ら作成しなければならないため負担が大きい。また、DC制度のメリットや手続き方法、提出先などを十分理解していない中途退職者が多いことも問題となっている。
 - (3)現状では事業主は中途退職者の資産状況等を知ることができず、中途退職者に対して適切な説明が困難である
 - (4)事業主が、特定の運営管理機関の個人型DCを案内することがどのような場合であれば差し支えないか基準が明確でない
 - (5)運営管理機関も、どの時点から個人型DCの加入勧奨の取り組みを中途退職者へ行ってもよいか明確でないため積極的なアプローチが困難である
- ・事業主及び運営管理機関から適切な情報提供が行われることは、退職者との無用のトラブルを回避するためにも事業主にとって有意義なことと思われる。
- ・事業主は退職者への制度説明義務を負っているが、中途退職者が自ら移換の手続きを主体的に行うことが原則である。しかし、退職後6ヵ月を経過し自動移換となってしまった者が、自ら改めて個人型DCへの加入手続きを行うことは難しいと考えられる。その意味においても、中途退職後にスムーズに手続きを行う環境の整備が重要と考えられる。
- ・なお、自動移換にかかる問題については、脱退一時金受取要件の緩和、加入対象者の拡大等、制度の本質的なあり方についての議論も含まれるが、ここでは現行の法制下における取り組みを中心に提言を取りまとめていることを付記しておく。

(対応案/対応条文)

中途退職者へ、移換手続きを促す役割、責任を明確化すること

移換手続きは中途退職者本人が主体的に行うべきものであるが、企業型DCの資格を喪失した日が属する月の翌月から起算して6カ月の間(ないし適切に移換手続きが行われるまでの間)の住所把握、移換手続きを促す役割等が事業主、運営管理機関にどの程度求められるのか明らかにされていない。このために移換手続きの徹底がなされていない現状に鑑み、行政サイドにおいて、これらの取り組みを促進するため事業主、運営管理機関の役割、責任を明確化していただきたい。(DC法施行令第46条の2、施行規則第11条、第14条、第15条関連)

中途退職時の説明において、事業主が対象者の個人別管理資産額を踏まえた説明ができるようにすること

中途退職者の個人別管理資産額について、事業主返還を行ったと仮定した後の資産額が、[a]1.5万円以下である、[b]50万円以下である、[c]50万円を超える、程度の照会を事業主が行った場合、運営管理機関は回答しても差し支えないことを明確化していただきたい。(個人情報保護ガイドラインの見直し等)

退職時点で事業主が特定の個人型DCの案内を行いやすいようにすること

確定拠出年金Q&ANO.265 においては「事業主が特定の個人型運営管理機関を選定し紹介することは法令上の問題はないが、選定に当たってはもっぱら加入者等の利益の観点から(略)適正な評価を行った結果である等の合理的な理由が必要」としている。しかし、これら合理的な理由が具体的に明示されていないことなどから、現実に個人型運営管理機関を紹介する事例はほとんど見られない。ついては、事業主が個人型運営管理機関の紹介を積極的に行い得るように例示を含めて、留意すべき点を明確に示していただきたい(例:企業型DCを委託している運営管理機関1社のみ紹介すること、申し出のあった運営管理機関のみ紹介することは差し支えないか、など)。(DC法第99条、施行令第46条の2関連)

特定の運営管理機関から中途退職者へ個人型DCの案内を可能にすること

個人型DCの加入勧奨に関心の高い運営管理機関に対して、中途退職者の情報を提供することで、結果として正規移換比率の上昇が期待できると考えられ、また事業主の負担も軽減される。運営管理機関とこうした情報の連携を図る際の留意点ないし禁止すべき事項について明確化をお願いしたい。(例:労組との事前同意で差し支えないか、退職者の個別同意が必要か、など)(DC法第99条、施行令第46条の2関連)

退職時点で仮の個人型DC移換申込書作成を認めること

退職時点までであれば、事業主も正規移換手続きについて支援することが可能である。 特定の個人型DCについて加入申出書を代行して作成して差し支えないことを明確化して いただきたい。(DC法施行令第46条の2関連)

退職時点で最終掛金の拠出を行えるようにすること

在職最終月の掛金について翌月末納付とすることが移換手続きの書類一式を整えることを遅らせている理由となっている。在職最終月末に2月分の納付ができることを認め、その旨を明示いただきたい。(DC法第19条、第21条関連)

退職時点で即座に事業主返還が行えるようにすること

現行の処理では、事業主返還規定がある場合、正規の移換・自動移換の手続きがなされた時点で初めて、事業主返還ができると解されている。ところが、事業主返還後の資産額が分かりにくいため、本来脱退一時金を請求できた資産額(1.5万円以下)であった者が、自動移換者の46%を占めるという異常な状況となっている。脱退一時金受給手続きが可能かの判断を容易にする目的においても、退職後即時に事業主返還が行える旨、明確化していただきたい。(DC法第84条、施行規則第66条関連)

2.制度説明義務の明確化

新入社員および中途入社した社員について

- ・企業型DC実施事業主は、制度発足時については原則的に全員を対象とした「導入時教育」を実施しており、また「継続教育」の必要なことについては認識していると思われる。
- ・しかし、制度を継続的に運営していく中で新規に加入者となった者について適切な教育 が行われていないとの指摘がある。
- ・特に、新入社員・中途入社をした社員について、制度発足時の「導入時教育」と同等の制度説明が行われることは当然必要な措置であり、実施が不十分な事業主に対して取り組みの充実を促す必要があると考えられる。

(対応案/対応条文)

- ・新入社員、あるいは中途入社した社員についても、導入時教育とほぼ同様の内容について「加入時教育」すべきことを政省令・法令解釈通知等で明確化していただきたい。(DC法第22条、法令解釈通知第2関連)
- ・その際の加入時教育については、以下のような点に配慮していただきたい。
 - (1)原則として制度発足時に行った教育内容に沿うべきこと。
 - (2)ただし、制度変更にかかる説明など新規加入者に不要な部分は除いて差し支えないこと。
 - (3)制度発足時と比較すると教育の対象者数が少ないことから、全国規模での集合研修形式を必須とするには至らないこと(もともと集合研修の義務はない)。ただし、制度の理解が得られるよう努力する点については制度発足時と同等であること。

__加入者(現役社員)に対して

(問題点・課題)

- ・各種調査の結果を鑑みても、継続教育の実施率はまだ高いとはいえない状況にある。
- ・DC法第22条に定める投資教育を「継続的」に実施されるべきものであることが、先の 被用者年金一元化法案に付随して提出された改正案において明確化される予定であった。
- ・継続的な投資教育の実施にあたっては、実質的な教育効果が期待できる方策を採用する ことが重要である。ただし、教育の効果には個人差があることも忘れてはならない。
- ・事業主に継続教育の実施を促すためには、事業主は継続教育の機会提供等のプロセス責任を有するものの、個々の加入者等の運用結果に関する責任は負っていないことを明確にする必要がある。

(対応案/対応条文)

・継続教育を実施することにより、事業主はDC法第 22 条の責務を果たしたこととなる。また、個々の運用結果に関しては加入者の判断あるいは市場動向によるものであって、事業主がその責めを負うべきものではないことを法令解釈通知等で明示いただきたい(その結果として、事業主の継続教育実施率向上につながり、加入者の機会利益の増加になるものと考える)。(DC法第 22 条、法令解釈通知第 2 関連)

定年退職者について

- ・DC制度の発足から約8年が経過し、今後ますます受給権者の増加が想定されている。
- ・DC制度においては、受取開始年齢(最大70歳到達までの任意の時期)、受給方法(一時金ないし年金または組み合わせ)、受給年数(5~20年ないし終身)などを規約に定

めた範囲で加入者が任意に選択できるなど、DB制度以上に自由な給付の選択肢が用意されている。

- ・しかし、加入者がこうした制度の利便性を正確に理解しているとはいえず、その多くは 全額一時金受け取りを選択しているとの指摘がある。定年退職者がこうした制度の利便 性を自らの生活設計に応じて選択できるような情報提供が重要と考えられる。
- ・中途退職者についてポータビリティの説明義務が明確化されたように、定年退職者への制度説明責任についても明確化する必要があると考えられる。
- ・制度発足時点ではあまり想定されていなかった層(新入社員、定年退職者)への制度説明が必要であることを明確化することで、事業主は取り組むべき内容が明らかになり説明不足によって生じるトラブルを回避することになると思われる。また加入者側にとっても、必要な情報が確実に入手できることになると考えられる。

(対応案/対応条文)

- ・定年退職者へ資格喪失の前後に説明すべき事項について、政省令・法令解釈通知等で明確化していただきたい。(DC法第22条、法令解釈通知第2関連)
- ・その際の説明すべき事項としては、以下のような点が考えられる。
 - (1)受け取り方法については加入者が自ら決定できること。
 - (2)裁定請求は自ら行わなければならないこと。
 - (3)規約に定められた受取方法(受取開始年齢、受給方法、受給年数等)
 - (4)受取方法と税制上の仕組み(退職所得控除、公的年金等控除の概要)
 - (5) 具体的な受取方法の指定の仕方(裁定請求書類が届く時期、手続きの方法、照会 先としてのコールセンターの案内等)
- ・自ら裁定請求を行わなかった場合の仕組み(70歳到達時点で強制裁定されること)

3. 運営管理機関の情報提供内容の充実

- ・企業型 D C については、特定の運営管理機関(運用関連)とのみ関係が生じ、事業主が 依存するところが大きく、複数の生保・信託と受託関係をもつことが一般的な D B 制度 と大きく異なる。
- DB制度においては、複数の受託金融機関が、基金事務局へ各種情報提供を行っており、

民間企業の年金担当者にとって有益かつ貴重な情報源として機能している。またそうした情報の質・量について競争関係も生まれている。

- ・D C 制度においては、運営管理機関によって事業主へ供される情報提供内容に大きな違いが生じているとの指摘が多い。しかし、運営管理機関変更のハードルが高いこともあり、こうした違いを事業主サイドが解消することも困難である。
- ・運営管理機関と事業主の関係を鑑みれば、運営管理機関のほうが多くの企業の事例をこなしており、専門性においてもノウハウの蓄積においても事業主担当者との間に大きな違いが生じていることは明らかである。
- ・運営管理機関はDC制度にかかる専門家として、一定の役割を果たすことが期待されている。(もちろん、実施事業主が制度の主体的な責任を負う存在であることは間違いない。この点については事業主が制度運営上果たすべき役割について検討会の報告書に盛り込まれる予定である)
- ・運営管理機関の責任の大きさは加入者に対しても同様である。加入者が運用の方法に係る情報を取得し運用指図を行うことは、事業主を介さず運営管理機関と直接なされることが一般的であり、運営管理機関のサービスの使いやすさは加入者にとって大きな問題のひとつである。

(対応案/対応条文)

・運営管理機関が、事業主・加入者に対して以下のような取り組みをなすべき点について 指摘いただきたい。

__事業主に対しての情報提供

- ・運営管理機関が、下記の業務について事業主に適切に対応するよう、法令解釈通知等で明示いただきたい。(DC法第99条、法令解釈通知第62関連)
 - (1)法令の改正が行われた場合、事業主に対しその内容についての説明を行うよう努めること
 - 例:説明を行ったこと、および法令の改正内容にもとづく制度見直しの提案が行われたことを業務報告書記載事項とするなど
 - (2)選定済の運用商品を引き続き継続することの可否をモニタリングし、専門的知見にもとづき定期的に事業主に報告すること(事業主が自ら運用商品の選定を行った場合は除く)
 - (3)追加や除外を検討すべき商品の有無とその理由について、事業主の判断材料となる情報を、必要に応じて事業主に提供すること
 - (4)加入者等の制度利用状況、資産運用状況の概況および制度導入時の想定と異なる点について事業主に情報を提供し、必要に応じて運営上の課題を助言すること
 - (5)継続教育の実施を必要に応じて助言するよう努めること

加入者等に対しての情報提供

運営管理機関は、加入者等に対し、「運用の方法に係る情報の提供」を行う義務を有する(DC法第24条)。この点については施行規則第20条、法令解釈通知第31にも示されているところである。

- ・事業主が継続教育等の取り組みを通じ、DC法第24条に関連した運用商品の情報提供も合わせて行うことは多いが、これに運営管理機関が資料作成・提供の協力を行わない例があるとの指摘を受けている。<u>運営管理機関が自らの責務を忠実に果たすよう、法令解</u>釈通知等で明記をしていただきたい。
- ・加入者等が取得できる運用の方法に係る情報については、運用商品の実績等の共通的なデータだけでなく、加入者個々の個人別管理資産額にかかる運用状況の情報も含まれる。 (DC法第27条、施行規則第21条)

年一回という法定の最低基準によらず、ほとんどの運営管理機関がWEBを通じて日時データを提供していることは大いに評価できる。しかし、多くの加入者等が運用初心者であることを考慮し、運用利回りを併記したり、グラフ等を用いて視覚的に分かりやすい情報表示を工夫することが有用であることを法令解釈通知等で例示いただきたい。

- ・例えば、以下のような項目が考えられる。
 - (1)運用利回りについての表記を行うこと。(毎月ごとの拠出額については加重平均を行い算出すること。また年率換算利回りで表記すること)
 - (2)資産配分状況に関してグラフ等を活用したビジュアル表記の併用。
 - (3)保有する商品ごとの残高一覧だけでなく、アセットクラスごとの資産配分状況を表記すること。
 - (4)過去の運用状況、掛金拠出状況が将来も推移したと仮定した場合の 60 歳時点での 受取見込み額 等

(以上、DC法第27条、施行規則第21条関連)

4. 個人情報保護に関するガイドラインの見直し

- ・企業型DC制度における個人情報保護に関するガイドラインは、平成16年10月1日 に「企業年金等に関する個人情報の取扱い準則」が発出されたところである。
- ・企業型DC制度において、事業主が自ら加入者等の情報を保管・管理することはまれで

あり、その多くは記録関連運営管理機関へ保管・管理を委託している。

- ・事業主が委託先の個人情報保護体制について監督責任を有していることはもちろんであるが、委託先であるはずの記録関連運営管理機関は、事業主に対して加入者の情報を原則として開示していない関係にある。(委託元が委託先から情報収集を行うことは個人情報保護法にいう第三者提供には当たらないとされる)
- ・もちろん、事業主はDC加入者に関する情報を制度の運営上必要な範囲でのみ使用することが求められており(DC法第43条)、人事評価や能力評価の材料として社員の運用 状況を取得・活用するべきではないと考えるのは当然である。
- ・D C 制度の運営上必要な範囲として想定される個人情報取得の範囲としては「投資教育を効率的に実施するにあたって必要となる情報」「制度変更等の周知を行うにあたって必要となる情報」などの収集・活用が考えられる。
- ・個人情報保護法の趣旨は個人情報の有用な活用とその保護のバランスにあるが、DC制度においてはもっぱら保護の観点のみが強調されすぎ、結果として加入者の不利益を招いている懸念がある。
- ・D C 法は個人情報保護法制定前に成立・施行された制度であり、現行の個人情報保護のガイドラインは、個人情報保護法施行時点で、企業年金制度全般を対象としてまとめられたものである。その内容は、もっぱら確定給付型の企業年金制度における情報管理体制について触れられており、D C 制度におけるガイドラインについて具体的な記述が必要と考えられる。
- ・D C 制度の運営上必要な範囲における加入者の個人情報の取得を、事業主が行い得ることを確認し、認められる範囲やその活用の留意点を明確化すべきである。

(対応案/対応条文)

- ・<u>個人情報ガイドラインについてDC関連記述の具体的追加を行う、あるいは政省令、法</u> 令解釈通知において具体的例示をしていただきたい。
- ・具体的には以下のような項目についての明確化をお願いしたい。
 - (1)個人が特定される原データに関しては、本人の同意がある場合には事業主が入手可能であることを明確化

もともと運営管理業務の主体は事業主であり、それを代理人たる記録関連運営管理機関に委託したものにすぎず、代理人は本来の委託者の意向に沿って、原データを提供する義務がある。事業主は確定拠出年金制度の運営上必要な範囲内において、原データを用いて、目的にあわせた情報加工等を行うなど、自由にこれを活用できることを明確化されたい。

ただし、データ提供に関して加入者本人が明確に不同意の意思を示している場合に はこの限りではない。

(2)個人が特定されない統計的データについては本人同意がなくても事業主は入手可

能であることの明確化

もともと個人情報保護法に定めるところの個人情報に当たらないが、一部の運営管理機関は慎重な判断を行い、同意のない加入者を除外して統計データを作成しており、企業型DC全体の正確な実態把握ができない状況にある。

(3)個人が特定されるデータであっても、加入者にとって利益のある範囲で行われる場合であれば本人の同意なしで個人情報の取得・活用を行うことができることについて、その利用目的あるいは取得する範囲についての例示(個人情報保護法の原則としては、加入者と事業主間で利用目的が予め特定されていれば、個人情報の取得を制限するものではないと考えられる)

(利用目的の例)

投資教育の企画・実施に利用

制度変更の周知・同意取得に利用

中途退職者、定年退職者への制度説明に利用等

(取得範囲の例)

ア:個人の運用データを軸にフィルタリングを行った情報を取得するケース

例)元本確保型商品の保有比率が一定割合以上の加入者のリスト、

除外を検討している運用商品を保有する加入者のリスト等

イ:個人の運用データを含まないフィルタリングを行った情報を取得するケース

例)一定期間ホームページにアクセスのない加入者のリスト、

制度発足来、運用指図を未経験である者のリスト

中途退職者の住所が不明である場合の住所情報の取得等

- ウ:個人の資産額そのものを情報として取得するケース
 - 例)中途退職者へ制度説明を行う際に使用、

定年退職者へ退職給付制度全体の見込み額通知を行う際に使用等

- ・また、<u>個人情報の取得と活用にあたっての留意点の明確化を法令解釈通知等でお願いしたい</u>。特に個人情報の利用目的、取得範囲を変更する際の同意取得の方法について明確にしていただきたい。
 - (1)目的外利用が禁止されていることの明確化

取得した個人情報の管理責任は事業主にあり、目的外の使用は禁止されること。使用 後の速やかなデータ破棄を義務付ける、担当者が個人情報を口外しないことの誓約 を取る等

(2)個人情報の取得に当たっての同意取得、通知の方法

上記のような個人情報の活用を行うにあたって、予め個人情報保護方針(利用目的)の見直しを行う必要があるか(例:「確定拠出年金に係る業務の遂行に必要な場合」といった利用目的表記に含まれると解して差し支えないか) また利用目的の変更を行った際はホームページでの公表等予め定めた方法で足りるか、等

(3)情報提供について不同意の加入者に対して事業主が情報還元を受けられなかった場合、これに起因して投資教育等事業主の取り組み内容に差異が生じ、加入者に不利益があった場合、それは本人の意思にもとづく結果であり、事業主が責めを負うものではないことの明確化も併せて検討いただきたい。

(以上、DC法第43条2項、施行規則第23条、法令解釈通知第61(2)、企業年金等に関する個人情報の取り扱い準則関連)

5.制度活性化に寄与する事業主の責任の明確化

- ・事業主の責任が不明確であるため、加入者にとって有益と思われる取り組みを積極的に 行えないと思われる事項がいくつか存在する。
- ・事業主が取り組みをためらうことが、結果として加入者の学習機会を喪失したり、運用 改善の機会を逸することになれば、労使双方にとって大きな損失であると考えられる。
- ・特に「デフォルト商品に投資信託を活用する選択肢」「投資助言サービスの提供」について、安心して事業主が加入者に提供できるような対応が必要と思われる。

__デフォルト商品に投資信託を活用する選択肢

- ・どんなに優れた投資教育を実施しても、すべての加入者が合理的な投資判断を行うことは現実的に困難である(これは投資教育を不要とする意味ではない)。
- ・運用未指図である加入者の掛金で自動的に買い付けられる運用商品(以下、デフォルト商品)について、多くの規約では元本確保型の商品が採用されているが、これでは制度への理解が浅い・関心が低い加入者が十分な運用利回りを得られない懸念がある。
- ・米国においてはこうした場合のデフォルト商品は分散投資が行われ、リスクが低めのバランス型投資信託などにすることを妨げないとされており、日本においてもそうした商品を採用するための規約承認基準の見直しなどの制度的手当ては対応済みである。
- ・しかしながら、日本においては加入者の多くが投資未経験であり、短期的に元本割れした際に事業主の責任が問われることの懸念などから、せっかくの制度の手当てが活用されていない状況にある。
- ・また、現行においてはデフォルト商品として、投資信託等を採用する場合のみ労使合意

を踏まえた規約記載事項となり、その他の場合には規約記載事項とならないため、一般的にデフォルト商品に関して労使間で十分な議論が行われていないケースが多い。

(対応案/対応条文)

- ・労使双方に対し、デフォルト商品の選択肢として投資信託を含めた複数の商品からの採用を検討するように政省令・法令解釈通知等を通じて促すことを要望する(なお、投資信託のデフォルト商品としての採用を義務付けることを要望するものではない)
 - (1)制度スタート時点において、デフォルト商品の対象を元本確保型、バランス型投信を 含む広い範囲の複数の商品から検討し、労使合意を得ること(運営管理機関は複数の 商品を提示すること)
 - (2)既導入規約においても、運営管理機関などからの情報提供を求めながら、デフォルト 商品について現行のまま継続して差し支えないか否かを改めて検討すること
- ・現行の規約承認基準に示された内容に加え、<u>法令解釈通知等でデフォルト商品選定の際</u>の留意点等の明確化をはかることを要望する
 - (1)デフォルト商品を投資信託にすることは、デフォルト商品以外の商品の選択が可能であることを加入者に説明している場合には、事業主が特定の運用方法の推奨をしたこととはみなされないこと
 - (2)デフォルト商品を投資信託にする場合

ア:元本割れするリスクを含め、収益率の変動性が大きいこと

イ:中長期的に平均すれば元本確保型商品より高い収益となる可能性があると期待できること

から一時的な元本割れが生じた場合においても事業主の責任に帰する性格のものでないこと

(3)ただし、商品の選定にあたっては以下のような点に配慮すること

ア:労使間でじっくり議論を行い、合意を得ること

- イ:投信評価会社やコンサルティング会社など第三者の評価情報なども活用し、適切と考えられる商品を選定すること(単に取引先金融機関であるから、といった理由で選定しないこと)
- ウ:投資信託をデフォルト商品とする場合には、株式への配分割合など商品のリスクについて労使双方で十分に検討し、そのリスクの程度が加入者からみて適当かどうかを協議すること
- ・また、現行の規約承認基準では、投資信託等をデフォルト商品とした場合、自ら運用指図を行えることを定期的に通知しなければならないとされている。これは、当該デフォルト商品を保有し続けることが不適切であるかのような誤解を与えるおそれがあり、デフォルト商品を保有し続けることを希望している加入者にも通知を継続しなければなら

ないなどの問題がある。実情に応じ、通知の義務は一定期間に止めるなどの見直しもあわせて検討されたい。(以上、DC法第3条、第4条、法令解釈通知第1関連)

投資助言業者の採用について

(問題点・課題)

- ・加入者はどのような投資教育を実施し、情報提供を行ったとしても、自らの投資判断が 自らのリスク許容度と照らし合わせて適切であるか不安を感じている。こうした個別具 体的な加入者の運用に関する悩みについては、投資教育で払拭することは難しい。
- ・一部の事業主においては、個々の運用判断についての助言を行うようなサービスを加入 者に提供してもよいと考えているが、その際事業主の責任をどう考えるべきかが不明で あるため、提供に踏み切れないケースも生じている。
- ・個人の資産状況や投資スタンスも踏まえた投資に関する助言は、投資教育の範囲とは異なり、別途そのあり方について明確化が図られる必要がある。
- ・金融商品取引法(第28条3項、6項)において投資助言業務とは、有価証券の種類、銘柄、数や価格、売買の別、方法および時期についての投資判断を報酬を得て行う行為と 定められており、これを業として営む場合には投資助言業者としての登録が求められている。DCの加入者等に対してこれに該当する投資助言が行われる際にも、金融商品取引法の適用がなされることを確認しておくべきものと思われる。
- ・一方で投資助言には該当しないと考えられ、加入者等には有益なサービス(例えばアセットクラス単位でのシミュレーション等)の充実が図られることも重要であり、運営管理機関各社のサービスも充実していく中、投資助言には当たらない情報提供サービスとの峻別も必要な時期に来ていると考えられる。

(対応案/対応条文)

- ・D C の加入者等に対して行う投資助言サービスは、金融商品取引法で登録が義務付けられている投資助言業者(運営管理機関が同法による登録を行っている場合も含む)が行うものであることを明確化していただきたい。
- ・投資助言サービスを導入する際の事業主の留意点や責任について、政省令、法令解釈通 知等で明確化していただきたい。
- ・具体的には下記のような留意点を整理していただきたい。
 - (1)投資助言業者を採用する場合の事業主の責任の明確化

事業主は投資助言業者を採用するにあたっての業者の選定やその監督に係る責任はあるものの、事業主が費用を負担している場合であっても、当該投資助言の内容については責任を負わないものであること

(2)投資助言業者の選定、監督に関する留意点の明確化

ア:投資助言業者の選定にあたって

例)加入者の利益の観点から選定されるべきこと 金融商品取引法に定める投資助言・代理業の登録業者であること DC制度についての理解がある業者(担当者)であること 投資助言の導入について労使間でコンセンサスを得ること 可能であれば、複数業者について比較検討を行うこと

イ:投資助言業者との契約について

例)助言内容により報酬が変動しないこと

(投資助言業者に、中立的な助言を行わせるため) 相談する加入者と助言業者間でも書面等を交わすこと

(助言の責任は助言業者が加入者との間で負うこと)

ウ:投資助言の内容について

例) 客観的なデータにもとづくシミュレーションモデル等を援用すること

(助言者の相場観等に依存した助言は慎むこと)

投資助言業者、事業主、運営管理機関等の利益に助言が影響されないこと 等の項目について明確化がはかられることが望ましい。

(以上、DC法第43条、施行規則第23条、法令解釈通知第61関連)

- (3)運営管理機関が投資助言業者を兼務する場合の留意点についても明示いただきたい。 (DC法第100条6号、法令解釈通知第62関連)
- ・「投資助言」には該当しないと考えられる情報提供サービスについて、法令解釈通知等で例示をいただきたい。例えば下記のような例示があれば、DCに関するサービスの拡充につながり、加入者等に大きなメリットとなるものと考えられ、今後のDCの更なる発展に資することが期待される。
 - (1)個別の商品の数量や価格、売買判断を含まない、シミュレーションや運用相談、ライフプランに関する相談などは投資助言には該当しないこと(また、そうしたサービス業者について事業主は選定・監督の責任のみを負い、相談内容の責任は当該サービス業者が負うこと)
 - (2)個人が自らの意思で必要項目を記入し結果を得るような資産配分シミュレーションの 提供等は投資教育とは異なるため、元本確保型商品のみで運用したプランモデルを提 示することを求めた法令解釈通知(第23.(4))に該当しないこと、DC法第43条や第 100条が指摘する運用方法の推奨や助言等の禁止行為にも該当しないこと

6. その他

その他、下記の点について政省令・法令解釈通知等の改正をお願いしたい。なお、これらの項目については、企業年金連合会政策委員会確定拠出年金小委員会での議論にもとづき、要望するものである。

規約届出事項の拡大(法律改正に伴う確定拠出年金規約の一斉変更)

法律改正時、すべての規約において、同一内容の規約変更が必要な場合は、標準規約例を提示していただきたい。また、その規約例通りの変更であれば、承認ではなく届出事項としていただきたい。例えば、拠出限度額が変更になる場合等。過去の例として、連合会の名称が企業年金連合会に変更になった際は、各基金における規約変更は届出事項で可という取扱いであった。(DC法施行規則第5条)

企業再編に伴い、複数企業により実施するDC規約から企業が脱退する際及び企業合併 の際の運用指図者の移換の取扱いの変更

複数企業により実施する規約で、企業が当該規約を脱退のうえ新規約を設立する場合、加入者については、新規約に移換(異動)することになるが、現行法上、当該企業の退職者である運用指図者については、そのまま従前の規約に存置することになる。

制度運営に関するコストについては、基本的に、規約内に存在する企業間で負担し合うなか、脱退した企業の退職者である運用指図者分のコストをも余計に負担することになるとの指摘がある。

また、DC実施企業同士が合併する場合も、加入者については、吸収先企業の規約もしくは新規約に移換(異動)することになるが、運用指図者については、現行法上、国民年金基金連合会に移換し、個人型運用指図者にならざるをえない。

企業型 D C における運用指図者についても、加入者同様に、新規約に移換(異動)できるようにしていただきたい。(規約の分割については明確な該当条文なし)

基礎年金番号を企業型確定拠出年金でも管理できることの明確化

基礎年金番号は、加入者等原簿に記録する事項に含まれていないが、実態としてすでに 管理が行われており、自動移換者対策としても重要であるため、明確化していだきたい。 (DC法施行規則第15条)

年金受取後の一時金受取要件の緩和

現状の制度は、一旦年金受け取りを選択すると、規約で定めがある前提でも5年経過しないと一時金受け取りが不可能となっているが、そもそも受け取り開始時に一時金選択が可能であることから、いつでも一時金受け取りが可能となるようにしていただきたい。(DC法施行規則第4条第1項第1号水、第2号水)

受給開始後に運用環境の悪化等で個人別管理資産額が過小になった場合、1回に限り受取額の変更をすることができるが、回数の制限を撤廃していただきたい。また、受取期間についても変更できるようにしていただきたい。(DC法施行規則第4条第1項第1号へ、第2号へ)